

基本的生活習慣定着促進事業ルルブル普及啓発業務 仕様書（案）

第1 目的

ルルブル（「しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル」から取った言葉）の趣旨に賛同する組織、企業及び団体等と連携しながら、子どもの基本的生活習慣定着に向けた普及・啓発活動を推進し、社会総がかりで子どもをはぐくむ機運を醸成していく県民運動を展開することを目的として本事業を行うもの。

第2 委託業務名

基本的生活習慣定着促進事業ルルブル普及啓発業務

第3 委託期間

委託契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

第4 委託業務の概要

- 1 みやぎっ子ルルブルフォーラムの運営
- 2 ルルブルポスターコンテストの実施
- 3 基本的生活習慣の重要性を伝えるリーフレットの制作及び配布

第5 委託業務の内容

ルルブル普及啓発業務に関して、以下のことを実施すること。

1 みやぎっ子ルルブルフォーラムの運営

業務の目的に資するフォーラム全体のスケジュール調整、イベント運営等を企画し、提案すること。フォーラム概要は下記のとおり。

（1）実施時期

令和6年1月27日（土）3時間程度

（2）実施場所

実施場所は提案事項に含め、発注者と協議の上決定する。

なお、宮城県行政庁舎2階 講堂を使用することも可。

（3）委託内容

イ 総括的業務（企画立案、レイアウト、業務計画書の作成、調整・スケジュール管理）

ロ 会場の設営・撤去（展示ブース、看板、資器材、装飾）

ハ 運営（司会者・スタッフの配置）

ニ 広報（ポスター・チラシ・フォーラムプログラムの作成等）

ホ その他これらに付随する業務

<特記事項>

① フォーラムの企画、講師の手配

- ・ フォーラムの目的に合致し、集客力の見込める基調講演やステージイベント等を提案すること。
- ・ 本フォーラムの過去の内容等は、宮城県教育庁義務教育課のルルブルウェブサイト内のルルブル通信第46号及び第38号に掲載しているため、必要に応じて参考とすること。
- ・ 来場者として想定している保護者と子どもたちに基本的生活習慣の実践に向けて意識啓発ができるような著名なゲストを招聘し、トークショーやステージイベントの実施すること。なお、企画提案段階では、想定しているゲストを提案し、実際の依頼については、発注者と協議の上決定するものとする。
- ・ 講師の一人（メイン）は東北大学加齢医学研究所川島隆太教授とし、日程調整等は発注者

が行うが、会場への送迎等の手配は受注者が行うこと。

- ・ フォーラム内で、みやぎっ子ルルブル推進優良活動団体の表彰及びルルブルポスターコンテストの表彰を実施すること。
- ・ 講堂使用の場合の想定来場者数は、約200人とする。
- ② フォーラムの会場設営（付属設備を含む）、管理、撤収
 - ・ 必要な機材（備品、音響・照明機材、看板等）を調達し、会場づくり（会場の養生を含む）を行うこと。なお、原則として会場付属備品等を活用し、費用の低減に努めること。
 - ・ 会場費用及び備品等の使用・借用等は受注者負担とする。
- ③ フォーラムの運営
 - ・ ステージ会場の進行、会場アナウンスを行う司会者等を配置すること。
 - ・ みやぎっ子ルルブル推進優良活動団体の表彰に係る賞状（15団体分）を作成すること。
- ④ 広報（ポスター・チラシ・フォーラムプログラムの作成等）
 - ・ 本フォーラムをPRするチラシ等の作成のほか、SNSによる発信や関係機関との連携等、効果的に事業を周知すること。
 - ・ ポスター・チラシ・フォーラムプログラムには、発注者が指定するアニメむすび丸を使用したキャラクターの図柄及びルルブルのロゴを入れること。
 - ・ ポスターは、紙媒体で納品することとし、その他部数及びサイズ等は提案すること。
 - ・ チラシは、日本工業規格A4判の片面印刷でデータを作成し、電子媒体で納品すること。
 - ・ プログラムは、250部（A3両面・カラー二つ折）にて紙媒体で納品すること。

2 ルルブルポスターコンテストの実施

ポスターコンテストを活用した、大人への波及も望める子どもを対象とした企画事業を提案すること。

(1) 実施時期

令和5年10月31日まで

(2) 実施内容

県内の幼児及び児童を対象に、ルルブルの取組に興味を持つ県民の増加につながるようなポスターコンテストを実施する。なお、入賞作品は、発注者がルルブルウェブサイト及び県庁内で展示を行うものとする。

(3) 必須項目

- イ 事務局の設置
- ロ 入賞作品データの作成
- ハ 賞状の作成（12人分）
- ニ 副賞の準備（12人分）
- ホ 入賞作品の返却及び賞状及び副賞の発送

3 基本的な生活習慣の重要性を伝えるリーフレットの制作及び配布

(1) リーフレットの掲載内容

令和4年度に宮城県教育委員会が作成したルルブルのリーフレットの情報を参考とし、スマートフォン及びタブレット端末（以下「スマホ等」という。）を子どもが長時間利用することによる基本的な生活習慣の乱れに関する注意喚起の内容を含めること。ただし、学習及び学習に関連する利用（オンライン学習・情報検索・読書等）は、スマホ等の長時間利用には含めないものとする。

(2) リーフレットの規格

- イ 日本工業規格A4判
- ロ 4色フルカラー、両面印刷、巻三つ折

(3) リーフレットの成果品

配布用と発注者納品用とを併せて32,000部を制作すること。

(4) 納品時期

令和6年2月中旬

(5) 納品場所

イ 県内の新小学1年生全員に配布するものとし、各学校等(約400箇所)の必要枚数に合わせた数量を仕分け、発注者が作成する添書等とともに発送すること。

ロ 市町村が実施する乳幼児検診や家庭訪問で保護者に配布するものとし、協力市町村(35箇所)の必要枚数に合わせた数量を仕分け、発注者が作成する添書等とともに発送すること。

5 その他

1から3の事業の実施に当たり、必要に応じて次に掲げる意匠及び物品等を使用できるものとする。なお、当該電子データ及び物品は、受注者の求めに応じて発注者から受注者に提供又は貸し出すが、発注者が貸し出したものについては、使用後速やかに発注者に返却すること。

(1) ルルブルのロゴ

(2) アニメむすび丸の図柄

(3) ルルブル紙芝居

(4) ルルブルスタンドバナー(4種)

(5) ルルブルロックンロール♪教室の背景幕

(6) ルルブルパンフレットスタンド

(7) ルルブルテーブルクロス

(8) 令和2年度に宮城県教育委員会が作成したルルブルのDVDの音源及び映像

第6 委託業務実施上の注意事項

1 受注者は、本委託業務の実施に当たり発注者から提供を受けた個人情報や提供又は貸し出した意匠、物品及び電子データ等を、本委託業務以外の目的で使用しないこと。

2 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に万全を期すこと。

3 講堂を使用する場合、フォーラム開催日が閉庁日のため、庁舎の出入は防災センター前の北口を利用することとなる。また、入庁者の入出管理及び利用施設以外への立ち入り制限が必要となるため、受注者は発注者と十分に連絡及び協議を行うこと。

第7 実施体制

本業務の進行管理、運営に係る事務スタッフを受注者において必要人数配置すること。

第8 企画提案書の内容

本業務に係る提案内容として以下の事項を明記すること。

1 本事業を実施することでどのような効果が想定されるかを記載すること。

第9 委託業務内容に係る成果品の納品及び電子データの引渡し

本委託業務により制作又は作製した成果品及び電子データは、受注者から発注者に納品又は引き渡すこととする。ただし、納品及び引渡し方法等については、当該成果品及び電子データの制作又は作製の期間及び内容等に応じて、発注者と受注者が協議の上、決定する。

第10 実施計画書及び業務完了報告書

1 本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行ったうえで業務を実施するものとする。実施計画書には業務の実施方法、業務工程表を記載すること。

2 受注者は、本業務終了後、速やかに次の業務完了報告書を作成し、発注者に提出すること。報告書の様式は任意とし、次に掲げる事項を含めたものとする。

- (1) 実施日又は実施期間
- (2) 実施場所
- (3) 対象者
- (4) 参加人数（参加者を募って実施するものに限る。）
- (5) 実施内容
- (6) 事業の成果

第11 著作権及び秘密保持

1 目的物（成果品）の利用

- (1) 本委託業務により制作又は作製した成果品及び電子データに係る著作権は、全て宮城県に帰属するものとする。
- (2) 発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。
- (3) 発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対し著作権人格権を行使しないものとする。

2 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

3 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

第12 その他

- 1 受注者は、発注者の許可なく第三者に業務の再委託はできない。
- 2 本委託業務の実施に当たっては、受注者は発注者と十分に連絡及び協議を行うこと。
- 3 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定すること。
- 4 本委託業務と同等の過去の事例等は、宮城県教育庁義務教育課のルルブルウェブサイトに掲載しているので、必要に応じて参考とすること。

(<https://www.pref.miyagi.jp/site/youjikyoku-portal-site/>)